

令和 8 年度 第 6 回大潟区地域協議会次第

日時 令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 7 時 00 分から

会場 大潟コミュニティプラザ 2 階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

（１）上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について

ア 事業評価及び地域ビジョンの作成等に関する説明・質疑応答

…資料No.1、参考資料 1

イ 自主的な審議としての「大潟区地域ビジョン」の策定・運用について

（土屋委員提案に基づく協議）

…資料No.2

4 協議事項

（１）上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について …資料No.3～4

（２）大潟区の「地域の魅力の向上」及び「まちづくり」について

5 その他

・次回地域協議会開催予定日

10 月 15 日（木） 午後 7 時 00 分

6 閉会

令和8年9月17日(木)
第6回大潟区地域協議会
資料No.1

令和8年9月17日

(地域政策課)

上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について

1 上越市地域にぎわい事業補助金

(1) 事業目的

持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動を支援する。

(2) 制度概要

「別紙 上越市地域にぎわい事業補助金パンフレット」のとおり

(3) その他

本補助制度のほか、新たなまちづくりの担い手や団体の発掘を期待し、まちづくり活動の初動を支援する「にぎわいスタートアップ事業補助金」を検討中（募集開始予定：令和9年4月）。

2 上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について

当該補助金を活用する事業を採択するに当たり、地域自治区制度の趣旨や地域住民のニーズを踏まえ、地域にとって真に必要な事業を採択するため、地域の現状や課題を把握し将来像について議論している各地域協議会に対し、提案事業の評価について協力を依頼するもの。

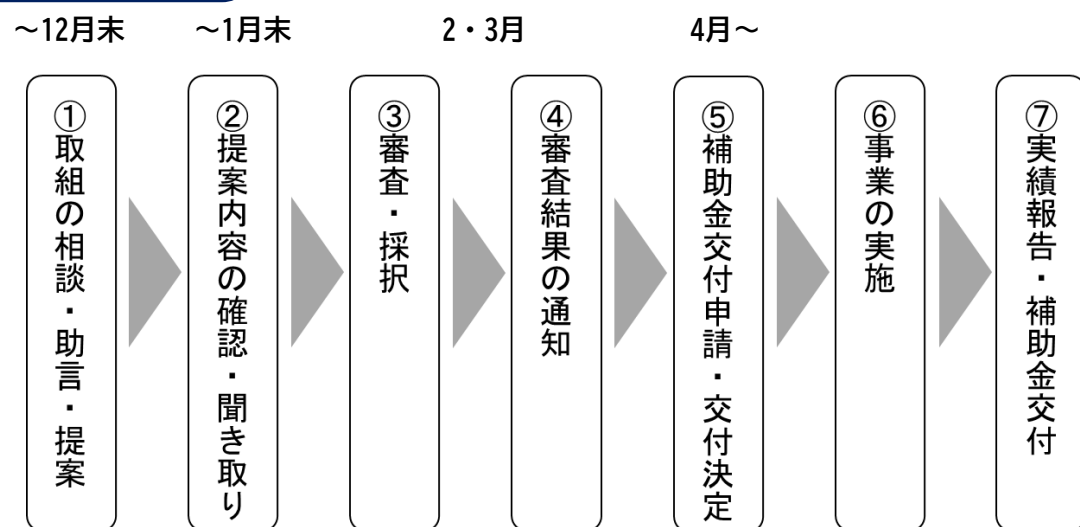
「別紙 上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について」
のとおり

3 地域ビジョンの作成について

これまで作成してきた「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成を各地域協議会に依頼するもの。

「別紙 地域ビジョンの作成について」のとおり

事業実施の流れ



提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
金谷区			浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
三郷区			大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
和田区			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
春日区			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
諏訪区			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
津有区			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
高土区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
有田区			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
八千浦区			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
保倉区			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp
北諏訪区					
谷浜・桑取区					



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL (025) 520-5672
MAIL chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp



詳しくは
こちらの
ホームページから



事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和8年9月1日（火）～12月28日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありますが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

10/10以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

5人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。



1 趣旨・対象とする活動

持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中であっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。

このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。

ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。

一例として、次のような活動が考えられます。

- ・ 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- ・ 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- ・ 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- ・ 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- ・ 地区内の集いの場づくり



2 対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
- 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
- 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
- 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3 対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

- 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
- 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
- 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
- その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4 活動の提案

- 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
- 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
- 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5 活動の審査

- 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
- 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
 - ① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
 - ② 地域への貢献度
 - ③ 多様な主体の参画度
 - ④ 活動の実現性・効率性
 - ⑤ 将来への発展性・期待度
- 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高土区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。

※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6 活動の公表・評価

- 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
- 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。



令和 8 年 9 月 17 日

(宛先) 大潟区地域協議会

会 長 佐野 謙一 様

上越市長 小菅 淳一

(総合政策部地域政策課)

上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について（依頼）

当市では、地域活動への支援としてこれまで実施してきた「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の 2 つの制度の成果と課題を検証し、地域自治の趣旨やそれぞれの制度の良い点などを考慮しながら、地域協議会委員の皆様からのご意見を踏まえ、財源支援の仕組みを検討してきました。

この度、人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な活動はもとより、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動を更に実現することで、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進することを目指し、「地域にぎわい事業補助金」を創設しました。

当該補助金を活用し実施する地域活動の採択に当たっては、このような趣旨や地域住民の生活実感を踏まえ、地域にとって真に必要な提案事業を採択したいと考えております。

各区の地域協議会におかれましては、日頃から地域の現状・課題の把握に努め、地域の将来像やその実現に必要な取組等について議論を深めておられることから、同協議会の意見を踏まえた市の事業選定や地域活動の実現につなげていくため、提案事業の評価をお願いいたします。

記

1 評価の概要

(1) 評価方法

提案団体から提出された事業提案書を踏まえ、所定の基準に基づいて評価をお願いします。

(2) 評価基準

評価は、次の 5 項目に基づき行うものとします。

① 地域ビジョンへの適合性

※令和 9 年度については、各地域協議会が作成した「地域活性化の方向性」や、今後地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいかという観点を含めて評価をお願いします。

なお、地域ビジョンの策定については、別途、各地域協議会に依頼します。

② 地域への貢献度

③ 多様な主体の参画度

④ 活動の実現性・効率性

⑤ 将来への発展性・期待度

次項あり

(3) 評価結果の取扱い

評価いただいた結果と各区の上限額を踏まえ、市が採択する事業を決定します。

2 スケジュール

令和8年12月28日（月）	提案事業募集締切
令和9年1月	事務局にて提案内容の検収・とりまとめ作業等
令和9年2月～3月	各地域協議会にて評価
令和9年3月末	各提案団体へ採択通知書の送付・連絡
令和9年4月以降	各提案団体による申請手続き、事業実施、実績報告等

以上

【問合せ先】

大潟区総合事務所

TEL 025-534-2111

【制度全般について】

総合政策部地域政策課自治推進係

TEL 025-520-5672

令和8年9月17日

(宛先) 大潟区地域協議会

会 長 佐野 謙一 様

上越市長 小菅 淳一

(総合政策部地域政策課)

地域ビジョンの作成について（依頼）

人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える担い手が減少する中であっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます大切になると考えています。

地域の様々な主体が連携し、各区固有の地域課題に対応していくためには、地域全体で目指す方向性を共有する指針の存在が重要と考えます。この指針は、課題解決に向けた取組の整理や実施のよりどころとなるとともに、地域の取組を次世代へ継承し、将来の担い手を考える上でも有意義なものと捉えています。

つきましては、これまで各地域協議会で作成された「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成をお願いします。

1 主な用途

地域ビジョンは、次に掲げる取組等において活用されることを想定しています。

- ・地域協議会における自主的な審議のテーマ設定及び審議成果の明文化
- ・「上越市地域にぎわい事業補助金」における提案事業の検討及び評価
- ・地域運営組織の在り方の検討
- ・その他、地域における課題解決に向けた取組の整理及び実施

2 地域ビジョンの構成

- ・地域ビジョンは、以下の3項目を必須とします。

項目	内容
目指す地域像（地域のありたい姿）	・自分たちの地域をどうしていくか、どうなるとよいかについて話し合い、課題解決のための目標を設定する。
地域の現状（特徴・魅力・課題）	・地域の現状及び課題を把握し、地域が有する特徴や魅力（地域資源、産業、観光、子育て、社会教育、福祉など）の観点から整理する。 ※必ずしも網羅的に整理する必要はありません。地域として力を入れていきたい重要な分野に絞っていただくことも可能です。
対応方針（項目ごとの対応）	・各区の特徴を踏まえ、地域の活性化につながる観点から、地域の現状（特徴・魅力・課題）に対する対応方針を整理する。

次項あり

※留意事項

- ・必要に応じて、上記３項目以外にも記載することは可能です。
- ・各地域協議会の自主的審議のテーマ設定や意見書の内容を制限するものではありません。
- ・他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）における活動を妨げるものではありません。
- ・地域ならではの視点による内容の作成は可能ですが、市全体の方針と合致しない取組等は、市の支援対象とならない場合があります。

３ 作成（更新）手順

- (1) 各地域協議会において作成手順を検討し、令和９年７月までに作成してください。
 - ・地域ビジョンの策定に当たり、関係する地域の団体に意見を聞くことは差し支えありません。
 - ・地域ビジョンは市から地域協議会へ作成を依頼するものであることから、地域にぎわい事業補助金等を活用し、専門家へ作成業務を委託することはできません。
- (2) 既に地域で策定されている類似の計画等がある場合は、地域協議会委員の負担軽減や作業の簡素化、地域全体で進むべき方向性を共有するという趣旨を踏まえ、類似計画を十分に活用し、実質的に一本化していく対応を推奨します。
 - ・これまでの自主的審議事項や地域で策定済みの各種方針（地域福祉活動計画等）を取り入れること、地域の団体と連携しワークショップ形式で意見を集約することも可能です。
 - ・地域で作成済の方針（地域福祉活動計画等）を参考に取り入れる場合には、策定元の団体等にあらかじめ許可を得る必要があります。
 - ・相互に協力して取り組むことで効果的に推進できる事項については、積極的な連携を図ることが理想です。
- (3) 地域ビジョン策定以降、必要に応じて毎年度、見直しを行っていただくことも可能です。

４ 作成・運用スケジュール

地域ビジョンの作成及び運用に係る直近のスケジュールは、以下のとおりとします。

時期	内容
令和８年９月～令和９年７月	地域協議会において地域ビジョンを作成
令和９年８月～令和９年１２月	市ホームページで地域ビジョンを公開 令和１０年度上越市地域にぎわい事業補助金の提案募集開始
令和１０年２月以降	地域協議会において令和１０年度上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の適合確認に活用

５ その他

既存の「地域活性化の方向性」は、「地域ビジョン」の作成をもって廃止するものとします。

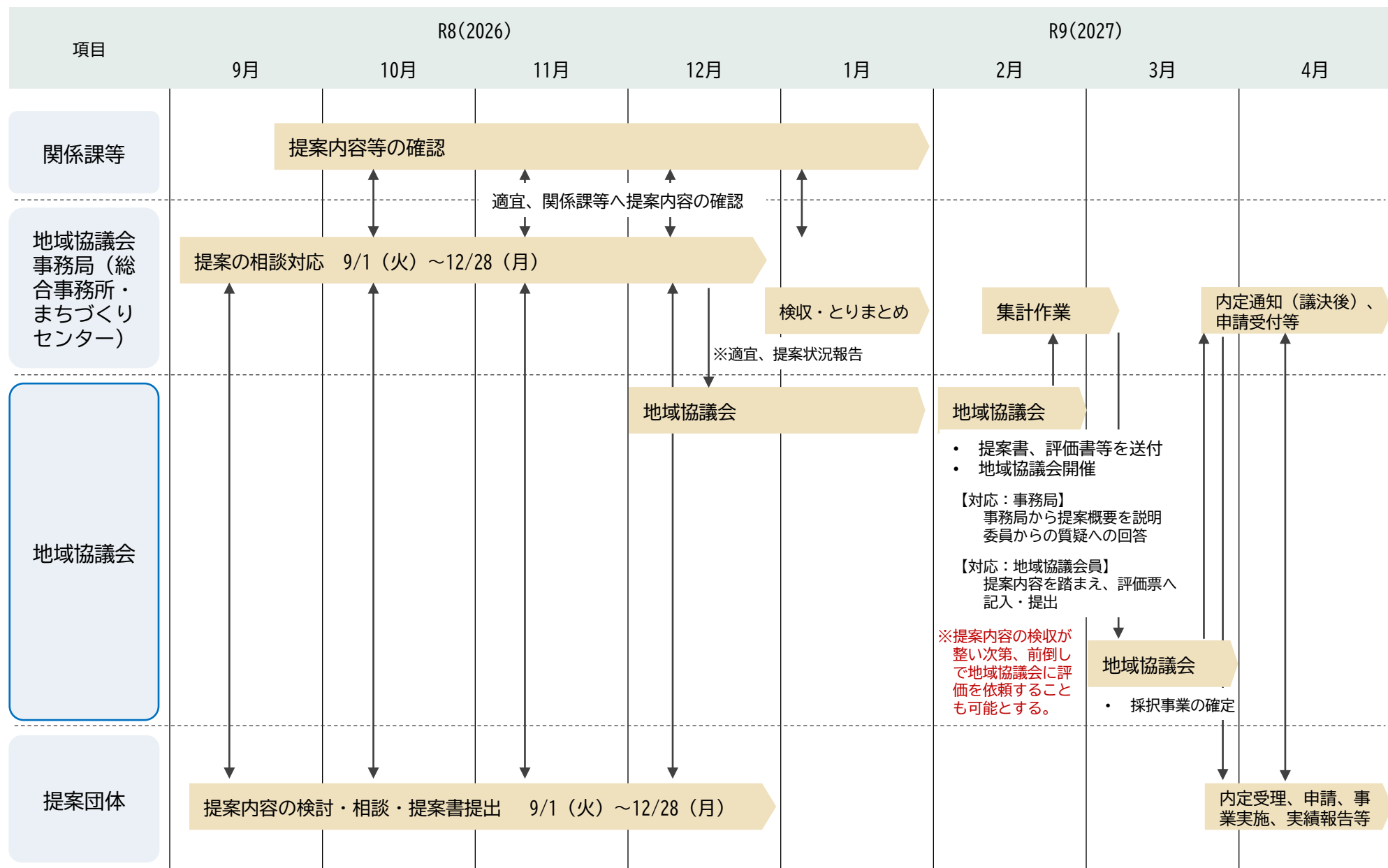
【問合せ先】

大潟区総合事務所
TEL 025-534-2111

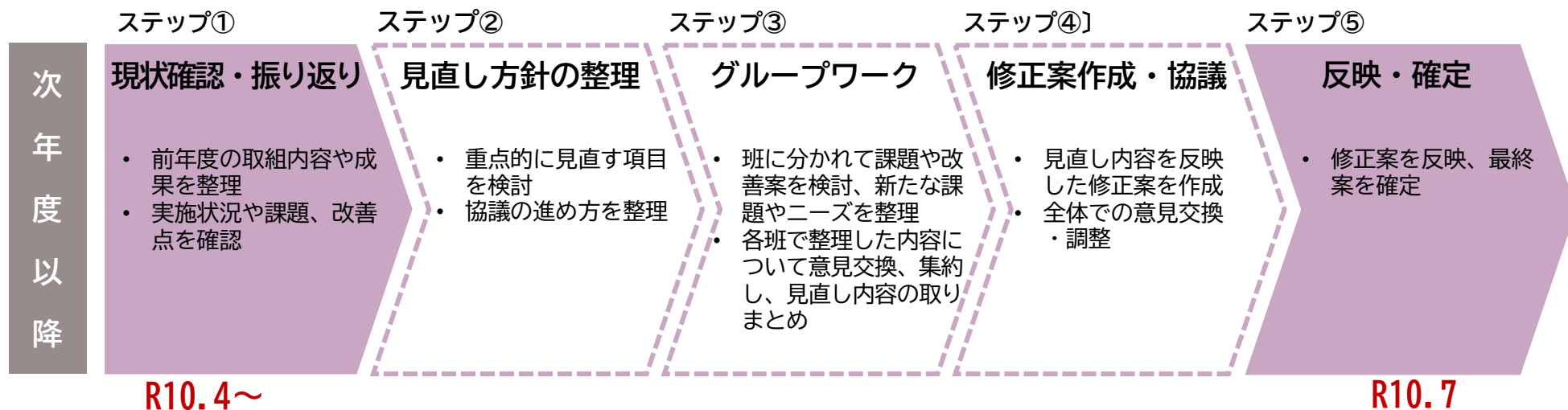
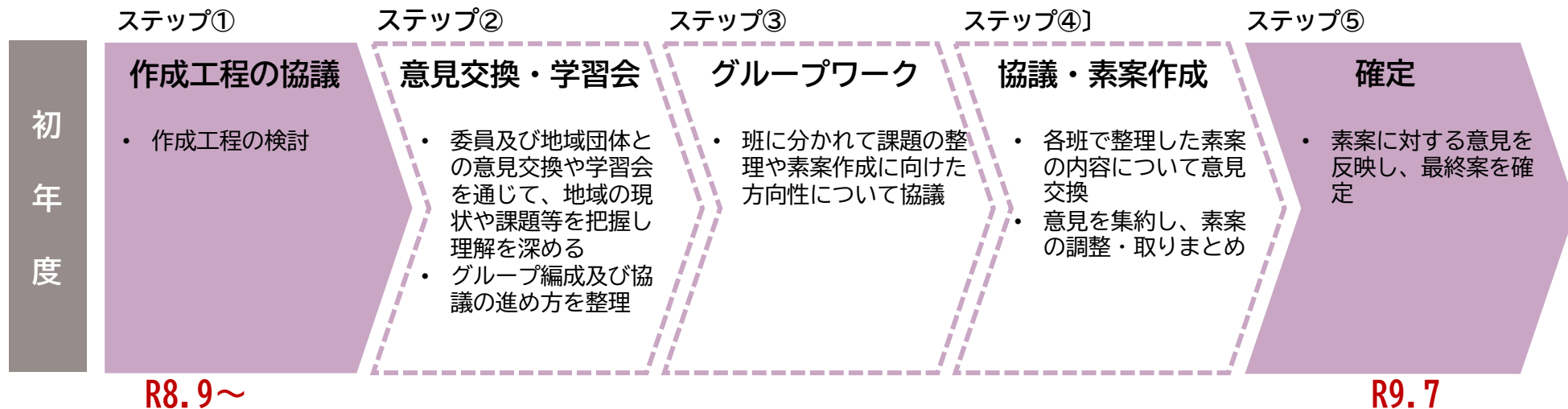
【制度全般について】

総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672

上越市にぎわい事業補助金に係る評価手順スケジュール



凡例： 必須 任意



〇〇区

※本様式のほかに、内容を補足する資料を添付することも可能とする

目指す地域像

作成日：令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇な地域を目指します。

地域の現状（特徴・魅力・課題）

① 歴史資源（雁木・町家・寺院など）について

- 良い点
課題
- ・歴史的建造物や町並みといった地域資源がある
 - ・若い世代への地域文化の継承が進みにくい

② 〇〇〇〇〇

- 良い点
課題
- ・
 - ・

③ 〇〇〇〇〇

- 良い点
課題
- ・
 - ・

④ 〇〇〇〇〇

- 良い点
課題
- ・
 - ・

※地域の現状を分野ごとに整理

対応方針（項目ごとの対応）

① 雁木・町家・寺院など歴史資源をいかした活動を推進

（例）〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇

（例）〇〇〇〇〇事業

③ 〇〇〇〇〇

（例）〇〇〇〇〇事業

④ 〇〇〇〇〇

（例）〇〇〇〇〇事業

※事例の記載は任意

※イベントの様子や四季折々の風景写真等

写真等

写真等

※写真の掲載は任意

（〇〇の様子）

（〇〇の様子）

令和8年9月17日(木)
第6回大潟区地域協議会
資料No.2
土屋委員作成資料

大潟区地域協議会における9月以降の審議等について（提案）

大潟区地域協議会における9月以降の審議等について、下記のとおり提案します。

記

1 提案の件名

自主的な審議としての「大潟区地域ビジョン」の策定・運用について

2 提案の目的

上越市では地域自治の推進に関する制度の見直しが進められている。地域協議会は新たに次の役割を担う方向性が示されている。①地域ビジョンの策定・運用を行う。②「地域にぎわい事業補助金」対象の事業について評価を行う。

大潟区地域協議会として9月以降に「大潟区地域ビジョン」を策定して、地域の活力を高めていく役割を果たすことを提案する。

3 スケジュール（案）

スケジュールのポイント：「大潟区地域ビジョン」を令和9年7月末までに決定し、8月に公表する。その後、8月以降に補助金対象事業の募集を開始、令和10年2月から事業の評価を行う予定とする。

令和8年9月：地域協議会で市担当課からの制度説明、質疑・意見交換を実施。自主的な審議を開始。策定方法・日程の決定などの具体策を検討、意見調整はメールで実施する。

10月：早急に会長名で関係団体等に地域ビジョン策定への協力依頼を行う。

11月～12月：各種団体等との意見交換（複数回実施。定例の地域協議会と異なる会合も想定される）。

令和9年1月：素案の決定、市民から意見募集（市民参画の機会を保障する）。

2月：意見を踏まえた素案の修正。3月の「大潟地域フォーラム」の最終調整。

3月：「大潟地域フォーラム」を開催。住民や関係企業・団体など多数の出席者で意見交換を実施。

4月～5月：フォーラムの結果を踏まえた最終案を決定。市民から意見募集（市民参画の機会を保障する）。
（備考：地域協議会委員の任期は残り1年。）

6月～7月：地域ビジョンの決定、公開手続き。地域ビジョン説明会を実施。動画作成・公開等、各種の広報手段を用いて周知。

8月：地域ビジョンに基づく補助金事業の評価、市への評価結果の提出。

4 根拠・参照資料

上越市議会総務常任委員会（所管事務調査）令和8年7月17日

住民自治・地域自治、地域協議会制度について [PDF ファイル/67KB]

資料1 地域協議会との意見交換結果（概要） [PDF ファイル/335KB]

資料2 地域独自の予算事業に代わる新たな財源支援の仕組みについて [PDF ファイル/485KB]

資料3 （参考）地域自治の推進に向けた今後の方策案について（令和8年5月地域協議会提示資料） [PDF ファイル/1.37MB]

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/soumukanri/shokannjimu-soumu.html>

以上

公共施設等総合管理計画に基づく取組について（主な変更点）

1 開館時間の変更について

- ・「午前9時から午後9時まで」（午後5時以降は予約があるときのみ）

上越市立大潟体操アリーナ

上越市立上越体操場

2 休館日の変更について

- ・「12月1日から翌年3月31日まで」

上越市大潟運動広場

3 使用料の変更について

- ・使用料の単位の変更（使用料の単位を現行の「1人1回（2時間）につき」を「1人1時間につき」に変更）

上越市大潟体育センター

上越市立大潟体操アリーナ

上越市立上越体操場

- ・団体共用利用の廃止

上越市立大潟体操アリーナ

上越市立上越体操場

- ・「1月券」の継続（体操場、健康トレーニングコーナー、ランニングコース）

- ・体操場1月券における共通利用券制度の導入

上越市立大潟体操アリーナ

上越市立上越体操場

「上越市大潟体育センター」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、体育館機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※ 利用団体や市民からの意見等を踏まえ、前回案を次のとおり変更しました。

- 使用料の単位は、「体育館やランニング走路などの利用の際に 1 時間単位で利用できるようにしてほしい」との声を踏まえ、現行の「1 人 1 回（2 時間）につき」を「1 人 1 時間につき」に変更します。

（網掛けは前回と変更した箇所）

区分			単位	使用料		
				改定後	前回案	現行
体育室	占用利用		1 時間につき	1,600 円	1,600 円	1,080 円
	照明設備			(廃止)	(廃止)	210 円
	共用 利用	一般	1 人 1 回につき	(廃止)	400 円	360 円
			1 人 1 時間につき	200 円	—	—
			1 人 1 月につき	(廃止)	(廃止)	1,440 円
			回数券（11 回分）	4,000 円	4,000 円	なし
		中 学 生 以下	1 人 1 回につき	(廃止)	200 円	180 円
			1 人 1 時間につき	100 円	—	—
			1 人 1 月につき	(廃止)	(廃止)	720 円
			回数券（11 回分）	2,000 円	2,000 円	なし
ミーティン グルーム	占用利用		1 時間につき	400 円	400 円	240 円
	冷暖房設備			100 円	100 円	なし
会議室	占用利用			400 円	400 円	240 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3 今後のスケジュール

年月	内容
R 8 年 1 2 月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
R 9 年 4 月	新使用料の適用開始

「上越市大湊運動広場」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、グラウンド機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※ 前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
占用利用	1 時間につき	400 円	360 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3 今後のスケジュール

年月	内容
R 8 年 1 2 月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
R 9 年 4 月	新使用料の適用開始

「上越市立大湊体操アリーナ」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍（最大で 1.5 倍）の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

※ 利用団体や市民からの意見等を踏まえ、前回案を次のとおり変更しました。

- ・ 使用料の単位は、「体育館やランニング走路などの利用の際に 1 時間単位で利用できるようにしてほしい」との声を踏まえ、現行の「1 人 1 回（2 時間）につき」を「1 人 1 時間につき」に変更します。
- ・ 団体共用利用については、利用実態を踏まえ、制度を廃止します。
- ・ 体操場、健康トレーニングコーナーは、利用実態として個人利用が多いことから、共用利用の利便性を考慮し、「回数券」を取り止め、「1 月券」を継続します。
- ・ 体操場の 1 月券については、大湊体操アリーナと上越体操場ともに同一金額としつつ、両施設の共通券としての利用を可能とします。

（網掛けは前回と変更した箇所）

区分			単位	使用料			
				改定後	前回案	現行	
体操場	占用利用		1 時間につき	7,800 円	7,800 円	7,030 円	
	照明設備			(廃止)	(廃止)	720 円	
	共用利用	団体		1 時間につき	(廃止)	2,400 円	2,370 円
		個人	一般	1 人 2 時間につき	(廃止)	(廃止)	510 円
				1 人 1 時間につき	300 円	300 円	—
				1 人 1 月につき	3,200 円	(廃止)	2,040 円
			中学生以下	回数券 (11 回分)	—	6,000 円	—
				1 人 2 時間につき	(廃止)	(廃止)	260 円
				1 人 1 時間につき	200 円	200 円	—
		1 人 1 月につき		1,600 円	(廃止)	1,020 円	
		回数券 (11 回分)	—	4,000 円	—		
		暖房設備		1 時間につき	2,100 円	2,100 円	2,040 円
	放送設備		200 円		200 円	110 円	
健康トレ	共用利用	一般	1 人 1 回につき	(廃止)	400 円	210 円	

ーニング コーナー		1 人 1 時間につき	200 円	—	—
		1 人 1 月につき	1,600 円	(廃止)	840 円
		回数券 (11 回分)	—	4,000 円	—
	中学生 以下	1 人 1 回につき	(廃止)	200 円	110 円
		1 人 1 時間につき	100 円	—	—
		1 人 1 月につき	800 円	(廃止)	420 円
		回数券 (11 回分)	—	2,000 円	—

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3 今後のスケジュール

年月	内容
R 8 年 1 2 月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
R 9 年 4 月	新使用料の適用開始

「上越市立上越体操場」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍（最大で 1.5 倍）の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

※ 利用団体や市民からの意見等を踏まえ、前回案を次のとおり変更しました。

- ・ 使用料の単位は、「体育館やランニング走路などの利用の際に 1 時間単位で利用できるようにしてほしい」との声を踏まえ、現行の「1 人 1 回（2 時間）につき」を「1 人 1 時間につき」に変更します。
- ・ 団体共用利用については、利用実態を踏まえ、制度を廃止します。
- ・ 体操場、ランニングコースは、利用実態として個人利用が多いことから、共用利用の利便性を考慮し、「回数券」を取り止め、「1 月券」を継続します。
- ・ 体操場の 1 月券については、大潟体操アリーナと上越体操場ともに同一金額としつつ、両施設の共通券としての利用を可能とします。

（網掛けは前回と変更した箇所）

区分				単位	使用料		
					改定後	前回案	現行
体操場	占有利用			1 時間につき	15,000 円	11,000 円	10,000 円
	共用利用	団体		1 時間につき	(廃止)	2,800 円	2,500 円
		一般	個人	1 人 2 時間につき	(廃止)	(廃止)	610 円
				1 人 1 時間につき	400 円	400 円	—
				1 人 1 月につき	3,200 円	(廃止)	2,440 円
				回数券 (11 回分)	—	8,000 円	—
				中学生以下	1 人 2 時間につき	(廃止)	(廃止)
		1 人 1 時間につき	200 円		200 円	—	
		1 人 1 月につき	1,600 円		(廃止)	1,220 円	
		回数券 (11 回分)	—		4,000 円	—	
多目的室 1	占有利用			1 時間につき	600 円	600 円	570 円
多目的室 2	占有利用				400 円	400 円	350 円
多目的室 3	占有利用				400 円	400 円	350 円
会議室 1	占有利用				400 円	400 円	290 円
会議室 2	占有利用				400 円	400 円	350 円

会議室 3	占用利用			400 円	400 円	230 円
ランニング グコース	共用利用	一般	1 人 1 回につき	(廃止)	200 円	160 円
			1 人 1 時間につき	200 円		
			1 人 1 月につき	800 円	(廃止)	640 円
			回数券 (11 回分)	—	2,000 円	—
		中学生 以下	1 人 1 回につき	(廃止)	100 円	80 円
			1 人 1 時間につき	100 円		
			1 人 1 月につき	400 円	(廃止)	320 円
			回数券 (11 回分)	—	1,000 円	—
温水シャワー		1 人 1 回につき	200 円	200 円	110 円	

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3 今後のスケジュール

年月	内容
R 8 年 1 2 月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
R 9 年 4 月	新使用料の適用開始

「大湊地区公民館」休館日及び管理形態見直し（案）の変更について

1 施設の休館日見直し（案）の変更について

区分	変更（案）	当初の見直し（案）
休館日	毎週月曜日、年末年始	毎週日曜日、年末年始

■休館日見直し（案）の変更理由

- ・日曜日の貸館件数は、月曜日に次いで少ない状況であるものの、市認定地域クラブや現役世代による町内会の活動など単発的な利用が一定数あり、地域活動の場として活用されている。
- ・図書貸出件数は日曜日が最も少ないものの、9月上旬に図書室の来館者数（貸出の有無を問わず）を調査した結果、土日は親子連れの利用が想定以上に多く見られた。本の貸出はなくとも、館内での読書や読み聞かせなどの利用も一定程度確認されており、平日に仕事や学校等の都合で利用が難しい子育て世代を中心に、親子で読書や学習に親しむ機会の場となっている。
- ・なお、月曜日に図書貸出を定期利用している利用者へ直接聞き取りを行った結果、「月曜休館となっても支障はない」、「利用曜日にこだわらない」との意見がほとんどであった。
- ・フリースペース「ふれあい学習室」は、児童・生徒、学生及び社会人の自主学習の場として定着している。特に日曜日は学校や職場が休みであることから、静かな学習環境を求める利用者にとって利用しやすい曜日となっており、学習機会確保の観点からも開館を継続する必要がある。

【参考】主な定期利用団体（令和8年度実績）

≪①1 階和室、②2 階会議室、③2 階和室、④3 階集会室≫

	午前（9時～13時）	午後（13時～17時）	夜（17時～21時）
月			
火			④ブルースカイジュニア（卓球）※夏・冬のみ ④湊町町内会（卓球）
水	④おおがたスポーツクラブ（健康体操）		④ブルースカイジュニア（卓球）※夏・冬のみ
木	④おおがたスポーツクラブ（太極拳）		
金	②己書サークル（筆ペン教室）		④ブルースカイジュニア（卓球）※夏・冬のみ ④湊町町内会（卓球）
土	③えほんのひろば（お話会） ④ブルースカイジュニア（卓球）※夏・冬のみ	①囲碁愛好会（囲碁） ③松澄会（踊り） ③えほんのひろば（お話会）	④おおがたスポーツクラブ（ヒップホップ）
日			

2 施設の管理形態見直し（案）の変更について

区分	変更（案）	当初の見直し（案）
管理形態	午前9時から午後5時30分まで 管理人常駐（午後5時30分から 午後9時は鍵管理）	午前9時から午後4時まで管理人 常駐（午後4時から午後9時は鍵 管理）

■管理形態見直し（案）の変更理由

- ・9月上旬に図書室の来館者数（貸出の有無を問わず）を調査した結果、午後4時以降の利用を一定数確認した。保育園や学校のお迎えの帰りに親子で来館するケースが多く、図書室が読書活動の場に加え、親子の交流や地域住民の憩いの場として機能していることが確認された。
- ・また、放課後における児童生徒の自主学習利用や、高田図書館からの搬送便（週2回）によるリクエスト図書の受渡しについて、仕事帰りに利用する方も多く、夕方時間帯の利用需要が認められることから、これらのニーズに対応するため常駐時間を延長するものである。

3 検討の経過（まとめ）

- ・当初は、貸館及び図書貸出の実績から、利用が比較的少ない日曜日休館の案とした。
- ・しかし、地域協議会における意見や利用者からの声を踏まえ、上記件数のみでは把握できない施設利用の実態を確認するため、図書室来館者数、来館者の属性、フリースペースの利用状況などについて、あらためて調査を実施した。
- ・調査の結果、土日には親子連れの来館が多く見られ、図書の貸出に限らず、館内での読書や読み聞かせ、親子の交流の場として利用されている実態が確認された。また、フリースペースについても、児童生徒や学生による自主学習の場として継続的に利用されていることが確認された。
- ・さらに、図書貸出の月曜日利用者への聞き取りを行ったところ、月曜日休館となった場合でも特に支障はなく、利用曜日には特段こだわらないとの意見が多く聞かれた。
- ・これらの意見を総合的に勘案した結果、利用者への影響をできる限り抑えつつ、地域活動や学習機会の確保を図る観点から、当初の日曜日休館を見直し、月曜日休館へ変更することとしたい。

≪変更による効果≫

- ・平日は仕事や学校等により利用が難しい子育て世代に対し、親子で読書や学習に親しむ機会を引き続き提供できるとともに、フリースペースを利用する児童生徒や学生の自主学習環境を維持し、休日における学習機会の確保につながる。
- ・仕事帰りや休日の図書利用の利便性を維持し、高田図書館からのリクエスト図書の受渡しなど、現在の利用実態に沿ったサービス提供を継続することができる。